

## 美瑛町教育委員会障害者活躍促進計画

機関名	美瑛町教育委員会
任命権者	美瑛町教育委員会教育長
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年間）
美瑛町における障害者雇用に関する課題	<p>美瑛町教育委員会は、出向者を除く常時勤務する職員（会計年度任用職員等）が60人程度であり、これまで障がい者を限定とした募集・採用は行っていないが、美瑛町においては、美瑛町教委員会との特例認定により、両機関を合算して障害者任免状況通報を行っている。</p> <p>令和元年6月1日現在では、法定雇用率2.5%を満たしている。</p> <p>しかしながら、令和3年4月には、地方自治体の法定雇用率は2.6%に引き上げとなる予定である。そのため、令和2年度以降、当町においても、障がい者の積極的な採用を実施する必要がある。</p> <p>現在、職員の中には障がい者が数名在籍しているが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていないことから、組織的な体制整備は必要ないと考えられる。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>正規職員は、美瑛町（町長部局）からの出向職員で構成されており、独自の職員の募集・採用は行っていないが、会計年度任用職員の任命権者は教育委員会となっている。</p> <p>美瑛町（町長部局）との合算のなか、在籍する障害者数が法定雇用率以上となるよう取り進める。</p> <p>（評価方法） 毎年の任免状況通報による把握、進捗管理を行う。</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法） 毎年の任免状況通報時、人事記録等を元に状況を把握し、進捗管理を行う。</p>
取組内容	
1 障害者の活躍を促進する体制整備	<p>○職員は、美瑛町（町長部局）からの出向職員で構成されているため、障害者雇用促進者は町長部局と同一の総務課長を選任する。</p> <p>○障がいのある職員への相談窓口を設置する。</p> <p>○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、必要に応じて関係者間において情報を共有する。</p> <p>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。</p>
2 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	<p>○現に勤務する障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>○所属長との人事評価面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができていないかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p>

<p>3 障害者の活躍を促進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、1年に1回実施している人事評価面談等の機会により、障がいのある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じる際は、障がいのある職員からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</p> <p>○インターンシップの中で、障害をもつ学生の受け入れを行うとともに、特別支援学校の生徒や就労移行支援事業所の利用者を対象とした職場実習を受け入れる。</p> <p>○募集・採用の際は、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。</li> <li>・「自力で通勤できること」、「介助なしで業務が遂行できること」、「就労支援期間に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみ受け入れを実施すること。</li> </ul>
<p>4 その他</p>	<p>○各関係法律等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める</p> <p>○本人が希望する場合には、「就労パスポート」の活用により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し適切な支援や配慮を講じる。</p>